WEB 年金広報
2024年10月号
Vol.139（通巻784号）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

特集1 第62回全国都市国民年金協議会総会（長野県長野市）は書面開催

～新型コロナウイルス感染症の影響～

第62回全国都市国民年金協議会総会は、2024年8月31日に北信越ブロックの長野県長野市で開催される予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から対面による実施を見送り、書面での開催となりました。新型コロナウイルス感染症の影響等による書面開催は前回の北海道苫小牧市に続き5回目。

◆第62回全国都市国民年金協議会総会の審議内容

通常であれば、1日目に分科会、2日目に総会と研修会が開催されることが多いのですが、今回は総会のみの開催で全会員市（区）による書面審議が行われました。その結果、「第1号議案　要望書について」、「第2号議案　次期総会開催市について」の両議案ともに全会員一致で承認されました。

その後、全国都市国民年金協議会名（会長：長野市長 荻原健司氏）で厚生労働省、日本年金機構の両者に「国民年金制度改善についての要望書」を提出しました（**資料1**）。要望書は厚生労働省宛て・日本年金機構宛て共通で、下記の内容となっています。

1．国民年金事務の一元化について
（1）国民年金事務の日本年金機構への一元化
（2）障害年金事務の窓口一元化

2．国民年金事務費交付金について
（1）国民年金事務に要した経費の全額支給
（2）事務費交付金等に係る事務負担軽減

3．国民年金制度に係る要望について
（1）国民年金加入における年金機構での職権適用について
（2）国民年金保険料を前納している被保険者の国外転出入時の手続きにおける対応について

4．日本年金機構への要望について
（1）住民向け障害年金ヘルプデスクの設置
（2）日本年金機構における電話対応の充実と電子メール等による相談対応
（3）住民サービスの向上と適正な事務処理体制の確立について
（4）マイナンバーを活用した情報連携について

◆第62回全国都市国民年金協議会総会の審議結果等について

全国都市国民年金協議会の会長の長野市長 荻原健司氏より会員市（区）長に宛てて報告が行われました（**資料2**）。決議書の提出都市数は796都市（議決日2024年8月31日現在）で、すべて有効票でした。「第1号議案　要望書について」は賛成796票・反対0票、「第2号議案　次期総会開催市について」は賛成796票・反対0票でともに承認されました。

なお、要望書と回答の受渡し方法は、前回同様に郵送としています。

次期総会（第63回総会）は中国ブロックの山口県美祢市で開催されます。次期開催都市は、慣例により議決日の翌日から会長市となります

＜資料1＞　国民年金制度改善についての要望書（厚生労働省宛て・日本年金機構宛て共通）（本文4ページ）

1　国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

国民年金事務の一元化についてはこれまでも強く要望しているところである。前年度の回答では「市区町村が住民にとって身近な窓口であることや、市区町村窓口で行う他の手続と同時に行うことが可能な手続もあるため、住民サービスの向上の観点からも、市区町村側にとって大きな意義があるものと考えており、引き続きご理解ご協力をお願いしたい」と例年と同様の回答にとどまっており、進展がない状態が続いている。

法定受託事務としての国民年金事務の実態は、加入後の納付書送付、免除申請結果の確認、裁定請求に係る確認等、地域住民にとっては申請書を提出した市区町村で回答が得られないことや提出先ではない日本年金機構から書類が返戻されること等、国民年金事務が一元化されていないことが混乱を招いており「住民サービス向上の観点からも市区町村側にとって大きな意義がある」状況とはなっていない。

事務の一元化を行っても市区町村と日本年金機構との協力・連携業務は継続できることから、日本年金機構が、専門性を十分発揮し住民の要求を満たし、住民の期待に応えるべきと考える。

なお、一元化が実現するまでの期間における段階的措置として、社会保険労務士等の専門家を市区町村に派遣する制度の導入のほか、日本年金機構の出先窓口を市区町村の庁内に設置し、市区町村でも全ての手続きができるような体制の整備等、年金に関する窓口体制の強化・改善について、強く要望する。

(2) 障害年金事務の窓口一元化

障害基礎年金の事務は、障害や疾病、年金制度に関して専門的な知識を求められるが、市区町村では短期間で人事異動が行われ、対応できる職員の確保が難しい。また、納付要件の確認も必要であるが、納付記録も保有していないため、その都度、事務センターや年金事務所に問い合わせながらの窓口対応となっており、請求者を長時間待たせることになっているとともに、書類不備による返戻等も多く、請求者の負担を増やす要因にもなっている。このほか、初診日の年金種別によって受付窓口が市区町村と年金事務所に分かれるため、住民には分かりにくいものとなっている。

このように市区町村での受付は「地域住民に最も身近な窓口」という住民にとっての利便性よりも、負担の方が大きいと思われる。

少人数で他業務と併せて年金事務を担当する市区町村職員にとっても障害年金の受付は大きな負担となっている。

事務の非効率性もあることから、障害基礎年金の受付窓口は年金事務所へ一元化するよう要望する。一元化が実現するまでの期間における段階的措置として、少なくとも、市区町村の受付は、比較的窓口負担が小さく、納付要件を確認する必要のない20歳前傷病による障害基礎年金のみとしていただきたい。

また、現時点においても、診断書の内容や追加の日常生活状況についての照会など、形式審査以外の不備による書類の返戻については、請求者へ十分な説明責任を果たすために、障害年金センターから請求者へ直接返戻するよう要望する。

1

2　国民年金事務費交付金について

(1) 国民年金事務に要した経費の全額支給

国民年金事務費等交付金については、令和元年度の実態調査に基づき、抜本的な算定方法の見直しが行われたことで、多くの市区町村において改善されたとはいえ、依然として全額交付されず超過負担が発生している状況である。

ついては、年金事務に係る交付金対象額の全額支給を強く要望する。

(2) 事務費交付金等に係る事務負担軽減

国民年金事務費等交付金については、市区町村の作業期間を延ばすための見直しのはずが、提出期限が前倒しされたことで作業期間が短縮され、かえって市区町村の負担が重くなった。

さらに、令和元年度以降、年金生活者支援給付金に係る交付金事務も加わったことで、いっそう交付金事務は複雑化している。

人件費、物件費の算出には多大な時間と手間を要し、各課に関連資料の提供を依頼するなど関連部署にも負担をかけているのが実情である。さらに、協力・連携の事務の納付督励や相談業務については、法定受託事務との境界が複雑かつ曖昧で非常にわかりづらく事務負担が大きい。

このことから、国民年金事務費等の交付金に係る事務の簡素化及び十分な作業時間を確保できるスケジュールの改善を早急に図るよう要望する。また、大量の作業を伴う実態調査の実施や算定方法の見直しに当たっては、市区町村の予算編成時期を考慮したうえで、早い段階での周知及び通知の発出を要望する。

各市区町村の被保険者数・受給権者数・保険料免除者数や地域の級地区分に応じて一律に交付金額を算定する等の抜本的な算定方法の見直しについても検討いただきたい。

3　国民年金制度に係る要望について

(1) 国民年金加入における年金機構での職権適用について

ア　入国時に国民年金加入手続きをしていない外国人が多く見受けられ、転入先の市区町村の事務手続きにしわ寄せがきており、負担が大きくなっている状況である。
　よって、海外から転入し、国民年金に加入しなければならない外国人について、年金機構での職権適用を要望する。

イ　第２号被保険者や第３号被保険者から第１号被保険者へ切り替えを行う際は、原則として被保険者自ら手続きを行う必要がある。一方で、20 歳到達時における国民年金第１号被保険者資格の取得が職権適用されているほか、第２号被保険者が資格喪失した後、一定期間が経過すると、第１号被保険者資格の職権適用が行われている現状である。
　このことから、第２号被保険者や第３号被保険者から第１号被保険者への切り替え手続きについても、被保険者が届け出を行うことなく職権適用するなど、手続きを明確化・簡素化するよう要望する。また、このことが難しい場合でも、離職時等における第２号被保険者から第１号被保険者又は第３号被保険者への切り替えを雇用者側が行うようにする等、手続き漏れや周知漏れが生じないような制度構築も要望する。

ウ　法定免除は申請時に納付希望の確認が必要であるが、年金機構から法定免除勧奨の通知を送り、「期限内に返信がなければ納付を希望しないとみなす」などの対応をとることも考えられる。障害年金受給者の情報は年金機構が管理しており、納付希望の確認は必要な手続きであるため、年金機構での職権適用を希望する。

(2) 国民年金保険料を前納している被保険者の国外転出入時の手続きにおける対応について

　付加つき保険料を前納している任意加入中の国外在住者が国外転入した場合は第１号取得日と同日で付加申出を行わなければ付加部分の還付が発生してしまう。
　また、前納している被保険者が国外へ転出する場合は、実質的に資格喪失前に届出しなければ還付が発生する。転出入日当日に被保険者が年金の手続きを行うのはかなり困難であり、後日協力者が手続きを行うケースも多くみられ、前納保険料で納付したい方や付加保険料をつけて納付したい方の希望に沿っていない状況にある。
　よって、国外転出入日と同月内に手続きを行った場合は、還付発生しないよう要望する。
　さらに転入・転出等の住所異動に関わる届出については 14 日以内に行うよう定められていることから、国外転出入に関わる年金の届出についても 14 日以内で手続きをしたのであれば月を跨いでしまった場合も付加保険料を含め、還付が発生しないよう制度の見直しを要望する。

3

4　日本年金機構への要望について

(1)　住民向け障害年金ヘルプデスクの設置

昨年度の回答で「市区町村専用ヘルプデスクでの照会事例や年金請求書の返戻事例等を集約・分析した上で令和５年度に想定問答集の作成を行い、市区町村及び年金事務所に周知する」とあるにもかかわらず未だ周知されていないが、適切な回答と説明精度が高い、市区町村が利用している「障害年金市区町村専用ヘルプデスク」のような住民向けの障害年金ヘルプデスクの設置についても引き続き、強く要望する。

(2)　日本年金機構における電話対応の充実と電子メール等による相談対応

依然として改善されていない年金事務所及びねんきんダイヤル等へ電話が繋がらない状況について、住民からの苦情や市区町村では回答できない内容の相談対応等を的確に速やかに行っていただくため、電子メールによる相談窓口の設置及び電話回線数を大幅に増設して応答率の向上を図ることを引き続き、強く要望する。

(3)　住民サービスの向上と適正な事務処理体制の確立について

日本年金機構の事務処理体制については、住民及び市区町村への誤った案内や確認不足により、住民からの苦情が発生し、その対応に大変苦慮している。

また、年金事務所は厚生年金のみならず国民年金についての相談や申請等に対応するところであるが、年金事務所へ相談に出向いた方や問い合わせをされた方に対し、国民年金のことは市役所に行くよう案内されたという事案が頻発している。

市区町村でしか行うことができない手続きはごくわずかであるため、年金機構側で手続きが出来る内容については、責任を持って適切に対応していただくことを要望する。

(4)　マイナンバーを活用した情報連携について

年金業務においては、マイナンバーを活用した情報連携が実施され、氏名変更届等の諸変更届、裁定請求時等の住民票の写し、所得証明書等の添付等を省略できるよう取扱いが変更となったが、「転入事実調査票」、「転出先確認リスト」、「納付書未送達者一覧」については、未だに市区町村への紙媒体での照会が行われている。当該業務については、市区町村において、事務処理及び紙媒体の授受による個人情報の管理が過大な負担となっている。

当該事務は非効率であるため、マイナンバーを活用した情報連携により異動情報を取得することに努める等、市区町村及び日本年金機構にとって効率的な事務処理となるよう改善を求める。

＜図2＞　総会の審議結果等について

全都協長第 13 号
令和６年８月 31 日

全国都市国民年金協議会
会員市・区長　　様

全国都市国民年金協議会
会長　長野市長　荻原　健司
（公　印　省　略）

第６２回全国都市国民年金協議会総会の審議結果等について（報告）

処暑の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃から全国都市国民年金協議会の運営につきまして、御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和６年７月 29 日付け全都協長第 10 号で通知いたしました書面による本協議会総会の審議結果につきまして、全国都市国民年金協議会会則第９条第３項により下記のとおり承認されましたので、報告いたします。

記

１　決議書の提出都市数
　７９６都市（全て有効票）　※全７９６都市（令和６年８月 31 日現在）
２　第１号議案　要望書について
　賛成　７９６票　　反対　０票
３　第２号議案　次期総会開催市について
　賛成　７９６票　　反対　０票
４　議決日
　令和６年８月３１日
５　その他
　(1)　要望書及び回答の受渡方法につきましては、前回と同様に郵送とします。
　(2)　慣例により、議決日の翌日から次期総会開催地である美祢市（中国ブロック）が会長市となります。

【担当】〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
長野市保健福祉部国保・高齢者医療課国民年金室
担　当：小林 ・ 佐藤
電話：026-224-5026／FAX：026-223-7200
E-mail：nenkin@city.nagano.lg.jp